

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月二十五日
第二千二百八十号
金曜日

に公布する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第二号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取
県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。
第四條に次の一項を加える。
2 省令第一條第一項の規定により一級建築士が作成し
た設計図書については、構造計算書を省略することが
できる。
第十六條の次に次の三條を加える。
（許可申請書）
第十六條の二 左の各号に掲げる建築物の許可をうけよ

主要目次

- ◇規則 鳥取県建築基準法の一部改正
鳥取県船鑑札交付手数料、徴收規則
- ◇告示 酒津付長候補者の資格確認申請期日指定
東郷湖尻浚渫普通水利組合廃止の認可
昭和二十五年六月県告示第二百八十八号の廃止
主要食糧の輸送について指定
昭和二十六年度市町村農業共済組合専任職員資格試験実施
昭和二十七年県規則第一号（鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正規則）中訂正
昭和二十七年一月選挙管理委員会告示第三号中訂正
- ◇正誤

規則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに

別記第五号様式 (規格B)

正

建築許可申請書

(注意) 記入については、副本の下欄注意事項をよく読んで下さい。

建築基準法第 条第 項但書の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

年 月 日

申請者 氏名

印

鳥取県知事 殿

1. 建築主住所氏名	電話第 番
2. 代理人住所氏名	電話第 番
3. 設計者資格住所氏名	級建築士登録第 号 電話第 番
4. 工事施工者住所氏名	建築業者登録第 号 電話第 番
5. 敷地の位置	イ 地名番 ロ 用途区域 ハ 防火地域
	住居、商業、準工業 = その他の区域※ 工業 指定なし 地域、地区

6. 用途	7. 工事種別	新築、増築、改築、移転
申請部分	申請以外の部分	合計
8. 敷地面積		11. 空地比
9. 建築面積		
10. 延べ面積		
12. 工事着手予定日	年 月 日	13. 工事完了予定日
		年 月 日

14. 許可を必要とする理由	
※ 受付欄	※ 消防関係同意欄
年 月 日	年 月 日
建第 号	建第 号
係員 印	係員 印
備考	

うとする者は、別記第五号様式による申請書正副二通に省令第一條に規定する図書を添えて知事に提出しなければならぬ。

一 法第四十九條各項但書又は法第五十條第二項但書若しくは同條第四項但書の規定による建築物の建築の許可

二 法第五十三條第一項の規定による建築物の敷地の位置に関する許可

三 法第五十七條第一項但書の規定による建築物の高さに関する許可

四 法第八十五條第三項から第五項までの規定による仮設建築物の建築又は存続の許可

(許可証の交付)

第十六條の三 知事は、前條の許可申請について審査の結果支障がないと認められた場合においては、申請者に許可証を交付する。

(許可申請書の内容変更)

第十六條の四 第十六條の二の規定により許可をうけた

建築物について申請書の内容を変更しようとする場合においては、第十六條の二に準じて許可申請書を作成しこれに許可証を添えて知事に提出しなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築許可申請書

副

この申請書及び添付図面に記載の建築物は建築審査会の同意を得て許可になりましたから交付します。

1. 建築主住所氏名	電話第	番
2. 代理人住所氏名	電話第	番
3. 設計者資格住所氏名	電話第	番
4. 工事施工者住所氏名	電話第	番
5. 敷地名番 イ 地番 ロ 用途 ハ 防火地域	住居、商業、準工業 工業、指定なし 防火、準防火、指定なし	※ = その他の区域 地域、地区
6. 用途	申請部分	申請以外の部分
7. 工事種別	合計	11 ※
8. 敷地面積		空地比
9. 建築面積		
10. 延べ面積		
12. 工事着手予定日	年 月 日	13. 工事完了予定日
14. 許可を必要とする事由		

「注意」(1) ※のある欄は記入しないで下さい。
 (2) 4欄は工事施工者未定の場合は空欄にしておいて下さい。
 (3) 5のロ、ハ、欄及び7欄は該当するものを○で囲んで下さい。
 (4) 6欄はできるだけ具体的に書いて下さい。
 (5) 数字は算用数字を用い単位はなるべくメートル法として下さい。
 (6) 3、4欄の登録番号のないものは記入しなくてもよい。

鳥取県船鑑札交付手数料徴収規則をここに公布する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三号

鳥取県船鑑札交付手数料徴収規則

地方公共団体手数料令(昭和二十六年政令第三百四十一号)に基きこの規則を定める。

第一條 船鑑札規則(明治四十年五月逓信省令第二十四号)の規定による船鑑札の交付を受けた者は、この規則の定めるところにより次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。但し、国又は地方公共団体が交付を受けた場合にあつては、この限りでない。

一 船鑑札規則第四條の規定に基く船鑑札交付手数料

汽船及び機関を有する帆船

一隻につき

六百元

機関を有しない帆船

一隻につき

四百円

二 船鑑札規則第十一條(第九條に係る部分を除く)

の規定に基く船鑑札交付手数料

ハ 積量の変更に係る場合
汽船及び機関を有する帆船
一隻につき 四百五十円
機関を有しない帆船
一隻につき 三百円

ロ 積量の変更に以外に係る場合
一隻につき 百円

第二條 前條の手料は、交付を受けたとき知事の発行する納額告知書により納付しなければならない。

第三條 既納の手料はいかなる理由があつても還付しない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二十五号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條第一項の規定により気高郡酒津村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十七年一月二十五日から

昭和二十七年一月二十九日まで

◇鳥取縣告示第二十六号

東郷湖尻浚渫普通水利組合の廃止について、旧水利組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五條第一項の規定により、昭和二十七年一月十九日許可した。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二十七号

(2) 輸入されたでん粉類、穀類に準じて取扱う。
二、住居の移転に伴い、転出証明書を所持し主要食糧を移動輸送する場合の一人当り数量は左によるものとする。

(1) 穀類等

合計 五疋

(2) 輸入されたでん粉類 穀類に準じて取扱う。

三、主要食糧の保管場所又は貯藏場所の移転、移築等に伴い当該主要食糧を移動輸送する者

四、種子用穀、又は種子用麦類を同一市町村内において移動輸送する者及び市町村長の別記様式(一)による種子用証明書を現品に添付し左の期間内に県内他市町村へ移動輸送する者又は輸送の委託を受けた者

種子用穀 十二月から翌年四月まで

種子用麦 七月から十月まで

五、自己の所有する主要食糧を加工のため同一市町村内の加工場所まで往復移動輸送する者及び市町村長の別記様式(二)による加工証明書を所持し、県内他市町村の加工場所まで往復移動輸送する者は輸送の委託を受け

昭和二十五年六月鳥取県告示第二八十八号(鳥取県木炭検査規則第十四條の荷票、証印及び記号について)は廃止する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二十八号

主要食糧を輸送し、又はこれにつき輸送の委託をすることができる者及び数量を食糧管理法施行規則第四十七條第三号により次のように定め、昭和二十五年三月鳥取県告示第六十号(食糧管理法施行規則第二十九條第三号による指定について)は廃止する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、旅行に伴い旅行中の主要食糧を携行輸送する場合の一人当り数量は左によるものとする。

(1) 穀類(米穀、大麦、はだか麦、小麦、米穀粉、小麦粉)めん類 パン類、もち 合計 三疋

た者但し、叔摺又は搗精の場合を除いて一世帯当り三十疋以内とする。

別記様式(一)

種子用証明書

一、品名及び数量

一、發送 元 鳥取県 市郡 村町

一、輸送 先 鳥取県 市郡 村町

一、輸送方法

一、有効期間

右相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

別記様式(二)

主要食糧加工証明書

一、種 別 原材料 加工品

二、数量 原材料 疋(貫)加工品 疋(貫)

三、加工期日 昭和 年 月 日 加工者 印

00727

- 四、輸送期日 昭和 年 月 日から 月 日まで
- 五、加工場所
- 六、原料所有者 住所 氏名

右相違ないことを証明する。

年 月 日 市町村長 氏 名 園

◇鳥取縣告示第二十九号

昭和二十六年度市町村農業共済組合専任職員(技術及び事務職員)の資格試験を次の通り実施する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、期日及び場所

- (一) 期日 昭和二十七年二月二十二日から二十三日まで 二日間

(二) 場所

東部 鳥取市吉方 県農業共済組合連合会
中部 東伯郡倉吉町 郡農業協同組合連合会

- 西部 米子市西町 鳥取大学医学部
- (三) 期日及び場所に変更のある場合及び試験の時間割については別途受験者に通知する。

二、受験資格

- (一) 旧制農学校、新制農業高等学校卒業以上の学力を有するもの並びに本年三月卒業見込のもの
- (二) 鳥取県農業講習所、蚕業技術員養成所を修了した者及び本年三月卒業見込の者
- (三) 五箇年以上農業技術者指導に経験を有する者
- (四) 農業改良普及員の資格を有する者
- (五) 事務職員にあつては前四項の外旧制中等学校、新制高等学校卒業以上の学力を有する者及び本年三月卒業見込の者

三、出願手続

- (一) 受験者は次の書類各一通を県農業共済組合連合会当該支部経由の上知事宛提出すること。

- 1、受験願書 別紙様式(一)
- 2、履歷書 別紙様式(二)

00728

3、学校卒業証明書又は卒業見込証明書

4、受験資格であることを証明する資料(試験研究、農業改良普及員の証明書、現に農業共済組合に勤務中のものは当該農業共済組合長の証明書)

- (二) 受験願書の受付を了したものに対しては受験願書の受付期間終了後資格試験委員会において受験資格の有無を判定しその結果を出願者に通知する。

この際受験有資格者と認定されたものに対しては受験票を送付する。

四、受験願書の受付

自昭和二十七年二月五日
至昭和二十七年二月十五日

五、試験

筆記試験 口頭試問及び人物考査

(一) 筆記試験

- 農業災害補償法
- 農業共済団体組織
- 任意共済事業

会計経理

事業一般、損害防止、損害評価

農作物共済事業

蚕繭共済事業

家畜共済事業

水稻、陸稻、栽培技術

麦栽培技術

土壌肥料

病虫害防除

栽桑、桑樹病害

育蚕、蚕体、病理

養蚕一般

家畜、飼育、管理、生理衛生

農業気象

作文

(二) 口頭試問

農業共済事業に従事する上に必要な農政時事問題及び社会常識について行う。

曰 人物考査

農業共済組合専任職員として必要な個人的、公民的、能力及び社会的、道德的、適応性について行う。

六、合格

試験に合格した者に対しては試験終了後一箇月以内に公示すると共に合格証書(様式曰)を交付する。

七採用

資格試験合格者より当該農業共済組合長が採用し知事が承認する。

様式(一)(用紙半紙)

受験願書

本籍

現住所

氏一名(振仮名をつけること)

生年月日

私儀農業共済組合専任職員(技術職員)事務職員の資格試験を受けたので書類を具して願ひ上げます。

昭和 年 月 日

右

氏名印

鳥取県知事 西尾愛治殿

様式(二)

履歴書

本籍

現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

学歴

一、年 月 何学校何学年に入学

二、年 月 何学校何科卒業(又は何事由により何学年中途退学又は何学年在学中、何年何月卒業見込)

業務

業

一、年 月何官拜職(命)もしくは何業に従事

(職務内容を詳細に記入すること)

一、年 月何事由により退官もしくは廃業

賞罰

一、何事由により何賞何罰を受く

身上に関する事項

一、年 月何事由により何と改氏名等

右の通り相違ありません

昭和 年 月 日

右

氏名印

鳥取県知事 西尾愛治殿

記載事項

一、賞罰は経歴上特に重要な事項

二、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動を記載すること。

頁 段

誤

三 一 (会計規則第二條)

四 三 五 県税外収入金の未納督促

様式(三)

第 号

合格証

本籍

氏名

市町村農業共済組合専任職員(技術職員)事務職員に合格したことを証する。

を証する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 西尾愛治

正 誤

昭和二十七年一月鳥取県規則第一号中誤植があるので次のように訂正する。

正

(会計規則第二條)

五 県税外収入の測定(会計規則第二十二條)

- 五 三 九 收入証紙並びに物品の出納命令 (県会計規則第二十六條)
- 五 二 (自治法第九十四條) 九 縣稅外收入金の未納督促 (県会計規則第二十六條)
- 七 三 三 統計調査事務所 (自治法第九十四條) 委員會規則 第六條
- 七 二 一 生活保護法による扶助費
- 八 一 役員欠け、欠
- 九 四 通牒
- 一一 三 五 森林災害
- 一五 河港課
- 一七 二 八 改良便所の施設々置指示
- 一七 三 十二 定期予防接種の実施 (法第五條)
- 二一 二 八 訴訟参加の決定 (法第六十四條)

昭和二十七年一月十六日選挙管理委員会告示第三号中誤植があつたので次のとおり訂正する。

誤

正

- 東部海区 一、七四〇
- 中部海区 一、一八三
- 東部海区 一、〇一八
- 中部海区 一、九〇五

昭和二十七年一月二十五日印刷
昭和二十七年一月二十五日發行

鳥取県公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町